

平成 15 年 1 月の立会い試験時に関する調査報告要約

平成 16 年（2004 年）12 月 24 日
三井物産株式会社

調査委員会が、平成 15 年（2003 年）1 月 16 日から 18 日にかけて、長崎において行われた東京都職員立会いの下での D P F の性能試験（以下、「本件立会い試験」という。）におけるデータの改ざん行為（以下、「改ざん行為」という。）につき、関係書類の精査及び関係者らの事情聴取等を行って調査した結果は、以下のとおりである。

1 改ざん行為の概要

1) 事実の有無

平成 15 年（2003 年）1 月 16 日から同月 18 日にかけて、長崎において行われた東京都職員立会いの下での D P F の性能試験において、当該性能試験の中で、軽油を燃料とするディーゼル車両から排出される排ガス中に含まれる粒子状物質（Particulate Matter のこと。以下、「PM」という。）の重さをはかりで計測する過程があるが、その際、PMの重さのデータについて、改ざん行為があった事実が認められた。

2) 改ざん行為の概要

改ざん行為の概要は、PMの重さをはかりで計測するにあたり、実際にはかりで計測して出た値ではなく、実際に計測して出た値よりも重い値、あるいは、実際に計測して出た値よりも軽い値を、あたかも実際に計測して出た値であるかのように装い、結果として 301 B 型の性能が、東京都の規制基準である 60 パーセント以上の PM 減少率がないにもかかわらず、これが 60 パーセント以上の PM 減少率を有するものであるかのように装った、というものである。

3) 改ざん行為の主体

改ざん行為は、三井物産社員 C 及び当時のピュアース社副社長で元三井物産嘱託の A により改ざん行為をするよう指示された三井物産社員 B が、本件立会い試験において実際にはかりを使って PM を計測する者であったピュアース社員 D に指示をすることによって行われた。なお、A は本年 11 月 30 日ピュアース社を辞任している。

改ざん行為に関わったのは、上記 4 名のみであって、その他の三井物産、ピュアースその他の関係会社の社員の関与は認められなかった。

2 改ざんの契機、背景

改ざん行為が行われる発端となったのは、平成 14 年（2002 年）2 月に三井物産が東京都に対し指定申請を行い、同年 4 月に指定を受けた 301 B 型を装着した都バスが走行しているのを見た市民から、黒い排気ガスを出して都内をバスが走っているとの苦情を、複数回にわたって都が受けた事実である。そして、東京都は、この苦情を受け、東京都環境科学研究所において、独自に当該 D P F の性能試験を行ったところ、PM 減少率が 40 パーセント程度であった。この事実を、D P F の指定制度の窓口であった東京都環境局自動車公害対策部計画課の職員が、三井物産社員 B に告げ、同職員・社員 B に社員 C も加わって協議した結果、本件立会い試験が実施されることとなった。

3 改ざんのなされた場所及び参加者

改ざん行為のなされた場所は、試験を行った長崎の会社の2階応接室である。同社は、主として船舶用のエンジンのメンテナンス等の業務を行う会社で、ピュアースでのDPFの開発過程におけるDPFの試作品の性能試験等のために必要な設備が整っていたことから、ピュアースが試験場として使用していた場所である。

こうしたDPFの性能試験は、東京都への申請のための試験を行ったのと同じ第三者試験機関の方が、長崎の設備よりも試験場の温度・湿度が厳密に管理され、常に一定に保たれるなど、正確な値が出るのであり、望ましいものであったが、同機関は、外部に施設を開放することが1か月に数日程度であって、試験を申し込んでから実施できるまでには1か月程度かかることから、急を要する本件立会い試験においては、自由に使用できる長崎の試験場を使用したものである。

本件立会い試験に参加したのは、三井物産社員B及びC、ピュアース社員Dほか2名、委託契約先社員1名、東京都職員2名、の合計8名である。

4 本件立会い試験の概要

実施した試験は、一般に「ベンチテスト」と呼ばれている。これは、エンジンを実際に車に載せて走らせて試験を行うのではなく、ベンチ(台)に据え付けたままで行うことからそのように呼ばれている。実際の試験の実施方法としては、エンジンを稼働させ、その間にPMを捕集し、同時に排ガス分析計で排ガス中の成分を分析する方法で行われていた。

具体的には、エンジンを動かして試験を行うと、煙道を通った排ガスの一部がPMフィルターを通り、その排ガスに含まれるPMがPMフィルターに濾し取られることとなるのである。このPMの重さは、はかりで量ることとなる。PMフィルターを予めはかりで重さを量っておき、試験を行った後、PMが付着したPMフィルターを再びはかりで重さを量り、前者と後者の重さの差が、PMフィルターが濾し取ったPMの重さとなるのである。そして、このPMの重さを、計算用のパソコンに入力すると、自動的に、排ガス全体の中のPMの量が計算され、画面に表示されることとなる。

なお、この試験の実施方法は、通常、ピュアースが行っているDPFの試作品の開発でも同様であって、立会い試験の場合に特別な方法を用いたものではない。しかし、PMフィルターの重さを量るはかりは、通常は、エンジンを動かしている1階のベンチ室の制御室内に置かれていたものであるが、本件立会い試験においては、2階の応接室に置かれていた。

ここで、実際にはかりを使用して試験結果の計測を行っていたのは(また、具体的な改ざん行為を行ったのは)ピュアース社員Dであるので、このDの作業につき説明すると、Dは、

試験前のPMフィルターと試験後のPMフィルターの重さをはかりで計測し、捕集したPMの重さを算出する

の重さを計算用のパソコンに入力して、排ガス全体の中のPMの量を算出する
後日提出する試験結果の資料作成のため、D所有のパソコンにPMの量のデータを入力する

2階の応接室から1階のベンチ室へ降りてきて、ホワイトボードに、装置の仕様(使用したDPFの種類など)及び算出された全体のPMの量のデータを書き込むなどの作業を行っていた。

本件立会い試験で使用したDPFは、いずれもSOW-301Bであるが、その中でも、新品のもの、使用後のもの、使用後のものを洗浄したもの、など6種類につき、合計11回の試験が行われた。

5 改ざんの主体

改ざん行為の指示は、本件立会い試験が開始される前日である平成15年(2003年)1月15日までに、当時のピュアース社副社長Aと三井物産社員Cから三井物産社員Bに対して行われ、具体的な改ざん行為は、Bの指示に従いDが行った事実が認められた。すなわち、前日の予備試験において、東京都の規制基準を超える結果を出すことができないことが判明し、A及びCから改ざんの指示を受けたBが本件立会い試験が行われる日である1月16日の朝、試験場においてDに対し、うまくいかない場合は、PMの捕集量について重さを改ざんしてほしい旨申し向け、改ざんの指示をしたことが認められた。なお、その後、BからDに対し、本件立会い試験の最中にも具体的な改ざんについての指示がなされたことが認められた。

6 その他の関与者の有無

本件立会い試験に参加したのは、B・C・Dに加え、東京都職員2名のほか、ピュアース社員2名、委託契約先社員1名の3名がいる。これらの3名は、改ざん行為について何ら知らなかったものと認められた。

A・B・C・Dは、改ざん行為について、第三者に相談・報告した事実は認められなかった。また、本件試験結果のデータを一覧しても、改ざん行為が行われたことは知り得ない体裁となっている。

したがって、改ざん行為の関与者はA・B・C・Dの4人のみである事実が認められた。

7 改ざんの具体的方法

改ざんが行われたのは、東京都職員立会いの下で行われた1月16日から18日にかけての試験において、BからDに対し、大まかな指示が出され、その指示に従ってDがPMの量を読み替えるという方法で行われた。Dの行った行為は、本来ならば、実際に捕集したPMの重さから全体のPMの量を割り出し、これを試験結果とすべきところ、試験結果としてほしいデータをまず設定し、このデータが出るような、実際に捕集したPMの重さとなるべき数字を逆算して出し、この数字を、実際にはかりで計測したPMの重さであるかのように扱っていたというものである。

8 総括

以上のように、調査委員会の調査により、平成15年(2003年)1月16日から同月18日にかけて、長崎で東京都職員立会いの下になされた試験において、PMフィルターの重さはかりで計測する過程において、実際の重さよりも軽い、あるいは重いデータが真実のデータであるように装うという方法により、結果として、DPF(SOW-301B)が、PM減少率60パーセント以上の性能を有しないにもかかわらず、60パーセント以上の性能があるかのようなデータを作成するという改ざん行為が行われたことが認められた。

以上